

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2022年（令和4年）9月27日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

## 準備書面 25

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

同復代理人

弁護士 半 田 虎 生

弁護士 永 井 久 楽 太

(目次)

第1	はじめに.....	5
1	真摯に記録を、一から見直してほしい。.....	5
2	横須賀石炭火力発電所とは？ 石炭を燃やすということは？.....	5
第2	世界中で気候変動による被害が日々深刻化していること.....	8
1	ヨーロッパ西部を中心とする顕著な高温（甲262）.....	8
(1)	40℃を超える高温の観測.....	8
(2)	山火事・避難.....	9
(3)	インフラへの影響.....	9
(4)	顕著な高温の原因.....	10
2	北アメリカの記録的な熱波.....	11
(1)	熱波による被害.....	11
(2)	記録的な熱波の原因.....	12
3	欧州における過去500年で最悪の干ばつの危険（甲278）.....	12
(1)	ヨーロッパ各地における干ばつ・水不足.....	12
(2)	生活への影響.....	14
(3)	干ばつリスクが現実化していること.....	15
4	中国・長江流域の記録的水不足.....	15
(1)	干ばつの発生（甲285）.....	15
(2)	記録的水不足による被害（甲287）.....	16
5	国土の3分の1が水没したパキスタンの壊滅的洪水.....	17
(1)	壊滅的洪水の発生.....	17
(2)	洪水の原因.....	18
第3	令和4年6月下旬以降の日本の天候と気候変動（甲293）.....	18
1	記録的な高温.....	18
(1)	例年に比べて増加した猛暑日.....	18
(2)	平均気温が高かったこと.....	19

(3) 記録的な高温の原因.....	20
2 記録的な降水量.....	21
(1) 7月中旬の大雨.....	21
(2) 8月上旬～中旬にかけての大雨.....	22
(3) 8月上旬末から中旬にかけての大雨.....	23
(4) 記録的な大雨による被害.....	24
(5) 記録的な大雨の原因.....	27
第4 環境影響評価の重大な瑕疵、原告適格.....	27
1 本件確定通知の時点で気候変動とそれによる被害がすでに顕著になっており、 温室効果ガスの累積排出量の増加がその原因であることが明確になっていたこと .....	27
(1) 世界各地で頻発していた異常な気象現象.....	27
(2) 日本の状況：豪雨災害、熱中症、漁業被害.....	28
(3) 温排水による漁業被害.....	30
(4) 原告番号48番の原告の被害.....	31
2 発電燃料についての代替案検討が欠落していること.....	31
(1) 複数案検討が極めて重要な意味を持っていること.....	31
(2) 「適切な複数案」.....	33
(3) 実効的な複数案検討の欠如.....	33
(4) 「実行可能な範囲内で出来る限り低減されている」とは評価できないこと..	34
3 簡略化の要件を全く満たしていないこと.....	35
4 パリ協定との整合性が検討されていないこと.....	37
(1) パリ協定の目標について.....	37
(2) パリ協定の気温目標が発電所アセス省令のいう「国の目標」に該当すること .....	37
(3) パリ協定の目標との整合性が全く検討されなかったこと.....	38
5 原告適格について.....	40

(1) 原告適格が認められること.....	40
(2) 原告適格論の過度の細分化が失当であること.....	42
(3) 本件事業が気候変動の促進に確実に寄与すること.....	42
6 原告らの生命と健康を危機にさらす気候変動と司法の責任.....	44

## 第1 はじめに

### 1 真摯に記録を、一から見直してほしい。

本件については、本年6月6日の口頭弁論期日において、審理を終結し、11月28日に判決言渡し期日が指定された。それが今回、弁論再開となり、判決期日も延期となった。

その理由は、本件の裁判体の裁判長であった、春名茂裁判官が法務省の訟務局長に本年9月1日付けで異動したからである。

今回の異動は、国民の裁判に寄せる公正さとの関係で、問題があると思われる。

しかし、今回の裁判体においては、そうしたところを踏まえ、弁論再開をし、こうして直接、当事者の声を聞く機会を設けるとした。

裁判所においては、本件の裁判の記録を、真摯に、一から見直していただきたい。

石炭火力発電所から出される二酸化炭素が、どれだけ、私たちの生命、財産を脅かし、食べ物さえも奪おうとしているのか、それがどのようなものか。

私たちは、前回までに、24の準備書面、261の書証を提出し、4人の原告本人尋問を実施した。それに今回さらに本準備書面と書証を追加した。

それらの記録を精査いただきたい。

原告をはじめとする多くの人々の生命や財産、生活環境、食料がいかに危機にさらされているのか、その危機をさらに増大する石炭火力発電所の操業を認めるのかどうか、一つ一つ記録を精査して、検討いただきたい。

### 2 横須賀石炭火力発電所とは？ 石炭を燃やすということとは？

本件で問題となっているのは、石炭火力発電所の建設について行われた環境アセスメントが適切であったのかどうかである。

本件で問題となっている、石炭火力発電所は、1日に、どれだけの石炭を燃やし、どれだけの二酸化炭素を出すのか。

1日に、1万トンの石炭を燃やし、1日に、2万トンの二酸化炭素を出す。

1万トンの石炭。

1トンは1立米として、 $1\text{ m} \times 1\text{ m} \times 1\text{ m}$ の立方体を、1万個。

2万トンの二酸化炭素。

1トンの二酸化炭素は、510立方メートルなので、2万トンで、1020万立方メートルとなる。立方体にすると、一つの辺が217メートルとなる。東京ドーム、8個分強となる。

この裁判所の敷地が $170\text{ m} \times 200\text{ m}$ 、裁判所の高さが60m。この裁判所がすっぽり入る直方体が、36個となる。内堀通りから、財務省、農林水産省のあたりまでがすべて覆い尽くされる<sup>1</sup>。

1日で、この裁判所がすっぽり入る、敷地全体を覆う直方体、36個。霞が関の官庁街のほとんどがすっぽりと覆われるだけの二酸化炭素が1日が出るのである。

この気候危機の中で、毎日毎日、これだけの大量の二酸化炭素を出し続けることを認めていいのか。そこが問われている。

しかも、石炭は、固体で、多くの有害物質を含んでいる。

天然ガスを燃やしても、粉じんやPM2.5などの浮遊粒子状物質はほとんど出ない。二酸化硫黄や二酸化窒素もほとんど出ない。

それに対し、石炭は、燃やした石炭の10分の1が粉じんとして出る。1日、1万トンの石炭を燃やすと、1日、1000トンの粉じんが固体の廃棄物として出る。 $1\text{ m} \times 1\text{ m} \times 1\text{ m}$ の立方体が1000個。これが出る。 $1\text{ m} \times 1\text{ m} \times 1\text{ m}$ の立方体が1000個。これが毎日毎日出る。

さらに、PM2.5などの浮遊粒子状物質、二酸化硫黄や二酸化窒素が出てく

---

<sup>1</sup> 周りを覆った場合、その中にいる人はすべて窒息死する。その意味で二酸化炭素は、無害なものではなく、有害である。人の生命や動物の命を奪う事故も度々起こしている。日本でも、2020年12月22日にと2021年1月22日に、二度、死亡者、重傷者が出る事故を、起こしている。1986年8月21日には、カメルーンのニオス湖近隣の2つの渓谷にいた約1,800人と家畜3,500頭が二酸化炭素中毒または窒息で死亡した。

る。

ちなみに、本件の環境アセスメント（甲8）の冒頭では、古い横須賀火力発電所は、当初石炭火力であったが、「環境への配慮から」石炭火力を石油に変更したと記載している（甲8 3頁）。

なお、有害物質が出てくるということは、それを排気ガスから取り除くために電気を使用しなければならない。

また、天然ガスのように熱の二度の利用ができない。

その結果、燃料を燃やした熱量から使用できる電気を生み出す量は、石炭の場合、天然ガスよりも、半分くらいになる。逆に言えば、同じ電気を得るために、石炭は、天然ガスの約2倍の二酸化炭素を出す。

裁判所は、以上を基礎とした上で、本件の判断をしていただきたい。

## 第2 世界中で気候変動による被害が日々深刻化していること

### 1 ヨーロッパ西部を中心とする顕著な高温（甲262）<sup>2</sup>

#### (1) 40℃を超える高温の観測

2022年には、ヨーロッパ西部を中心に、下表のとおり、各地で7月の平均気温を15～20℃上回る、顕著な高温が観測されている。

	7月の平年値 <sup>3</sup>	観測された高温
コルドバ（西）	28.2℃	43.6℃（7月12～13日）
トゥールーズ（仏）	22.4℃	39.4℃（7月17日）
コニングスビー （英）	19.0℃ <sup>4</sup>	40.3℃（7月19日） イギリス観測史上最高値 <sup>5</sup>

コルドバ（北緯37度53分）は新潟市・福島市と、トゥールーズ（北緯43度36分）は北海道・根室岬と、コニングスビー（北緯53度）はサハリン北部（53～54度）と、それぞれ、ほぼ同じ緯度であり、このような地域で高温が発生しているのである。

スペイン・ポルトガルではこの熱波により、1700名以上が死亡したことをWHO（世界保健機関）が発表している<sup>6</sup>（甲266）。

ヨーロッパでは政府が市民に外出を控えるよう求めなければならない状況が

<sup>2</sup> 気象庁「世界の異常気象速報（臨時）」（甲262）（<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/extra20220722.html>）

<sup>3</sup> 気象庁「平年値データ」（コルドバ）（甲263）（<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/nrmlist/NrmMonth.php?stn=08410>）、気象庁「平年値データ」（トゥールーズ）（甲264）（<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/nrmlist/NrmMonth.php?stn=07630>）

<sup>4</sup> 気象庁「平年値データ」（コニングスビーよりも南部にあるロンドン・ヒースロー空港のデータ）（甲265）（<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/nrmlist/NrmMonth.php?stn=03772>）

<sup>5</sup> 注2

<sup>6</sup> WHO（世界保健機関）（甲266）「Heatwave in Europe: local resilience saves lives – global collaboration will save humanity」（<https://www.who.int/europe/news/item/22-07-2022-heatwave-in-europe--local-resilience-saves-lives---global-collaboration-will-save-humanity>）

続いた（甲267）<sup>7</sup>。

## (2) 山火事・避難

異常高温が続いたことでヨーロッパ各地において森林火災が相次いだ。山火事の影響で各地の住民や観光客は避難生活を強いられることとなり（甲268）<sup>8</sup>、令和4年7月18日の時点でヨーロッパの森林の累計焼失面積は東京都の面積の2倍を超える4500平方キロメートル余りに上った（甲269）<sup>9</sup>。



図1 スペイン南部・「白い村」として有名なミハスにおける山火事（甲268）<sup>10</sup>

## (3) インフラへの影響

更に顕著な高温は人々の生活を支えるインフラにも影響を与えている。イギ

<sup>7</sup> 読売新聞オンライン「ヨーロッパ猛烈熱波、高齢者ら1000人死亡…ポルトガル47度・イギリス「非常事態宣言」」（甲267）（<https://www.yomiuri.co.jp/world/20220718-OYT1T50107/>）

<sup>8</sup> BBC NEWS JAPAN「地中海周辺で山火事相次ぐ、南欧で熱波 イギリスでは40度超になる懸念も」（甲268）（<https://www.bbc.com/japanese/62195123>）

<sup>9</sup> NHK「ヨーロッパ 40度超の記録的猛暑 山火事で東京の2倍の面積焼失」（甲269）（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220718/k10013723291000.html>）

<sup>10</sup> 注8

リスでは、線路が高温により変形したことで鉄道が運休になった（甲270）<sup>11</sup>ほか、滑走路が変形し航空機の運航の一時中断を余儀なくされた（甲271）<sup>12</sup>。



図2 ボクスホールにて歪んだ路線を点検する作業員（甲272）<sup>13</sup>

また、前述した山火事に関連し、運行中の列車の周囲が火災で取り囲まれ、列車が立ち往生するといった被害も発生している（甲271）<sup>14</sup>。

#### (4) 顕著な高温の原因

以上述べたような被害をもたらした顕著な高温について、気象庁は「世界の

<sup>11</sup> REUTERS「英熱波、中部で40.3度 鉄道運休・大規模停電も」（甲270）（<https://jp.reuters.com/article/europe-weather-britain-idJPKBN20U1B5>）

<sup>12</sup> BBC NEWS JAPAN「猛烈な熱波が欧州を北上、仏英で猛暑警報 スペイン北部で43度観測」（甲271）（<https://www.bbc.com/japanese/62202394>）

<sup>13</sup> Networkrail（イギリスの鉄道会社）のTwitter（甲272）（<https://twitter.com/networkrail/status/1549304795063779330/photo/1>）

<sup>14</sup> 注12

異常気象速報（臨時）」を公表し、その中で顕著な高温の背景に、地球温暖化に伴う全球的な気温の上昇傾向も影響したと分析している。なお、ヨーロッパでは、令和3年8月においても南部を中心として顕著な高温が観測されており、これについても地球温暖化に伴う全球的な気温の上昇傾向の影響が指摘されている（甲273）<sup>15</sup>。

また、イベント・アトリビューションの手法（原告ら準備書面6(1)・16～19頁参照）により、顕著な高温は、産業革命以降の人為的な温室効果ガスの排出に伴う気候変動の影響により、発生確率が少なくとも10倍高まっていたことが明らかにされている<sup>16 17</sup>（甲274）。

## 2 北アメリカの記録的な熱波

### (1) 熱波による被害

令和3年（2021年）の夏、北アメリカは記録的な熱波に見舞われ、多数の死者、山火事の被害が発生したことは、原告ら準備書面15の14～16頁で述べたところであるが、令和4年の夏も北アメリカは記録的な熱波に見舞われた。

令和4年7月に入ってから、アメリカ合衆国の各州でこの時期としての最高気温が更新されており、テキサス州では46.1℃を記録した<sup>18</sup>（甲275）。このような熱波を受けて、全米で9000万人以上を対象に警報が出され（下図参照）、アメリカ、カナダで多くの熱中症関連の被害者が発生した<sup>19</sup>（甲276）。

---

<sup>15</sup> 気象庁「世界の異常気象速報（臨時）」（甲273）（<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/20210817/extra20210817.pdf>）

<sup>16</sup> Yahoo!Japanニュース「英熱波、発生可能性10倍に 気候変動の影響分析」（甲274）（<https://news.yahoo.co.jp/articles/4c5abbd1f201b20d48408e403d8c96d63af9f91f>）

<sup>17</sup> world weather attribution「Without human-caused climate change temperatures of 40°C in the UK would have been extremely unlikely」（甲274）（<https://www.worldweatherattribution.org/wp-content/uploads/UK-heat-scientific-report.pdf>）

<sup>18</sup> テレ朝news「アメリカでも記録的熱波 テキサス州で46度」（甲275）（[https://news.tv-asahi.co.jp/news\\_international/articles/000262281.html](https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000262281.html)）

<sup>19</sup> CNN「熱波で9千万人以上に警報、各地で死者 NYやボストンも猛暑 米国」（甲276）

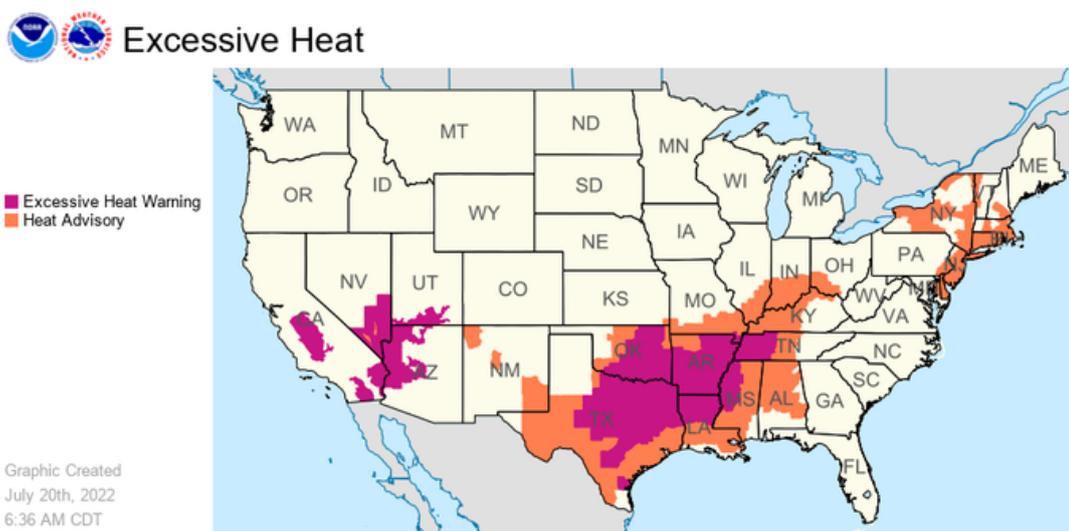


図3 警報等の発令地域<sup>20</sup>（カリフォルニア州からニューハンプシャー州の広範囲にわたる合計28州で警報及び勧告が発令された。紫＝警報、オレンジ＝勧告）（甲277）

## (2) 記録的な熱波の原因

このような熱波が人為的な気候変動の影響なしには説明できないことも原告ら準備書面15で指摘したとおりである。

## 3 欧州における過去500年で最悪の干ばつの危険<sup>21</sup>（甲278）

### (1) ヨーロッパ各地における干ばつ・水不足

令和4年に入って、ヨーロッパ各地で干ばつが発生し、3分の2の地域は警戒又は警告の状態にある<sup>22</sup>ほか、河川や湖が干上がり、水中に水没していた過去の遺物・遺構が露出する状況が確認されている。

(<https://www.cnn.co.jp/usa/35190908.html>)

<sup>20</sup> NWS Weather Prediction Centerの令和4年7月20日のTwitter上の投稿（甲277） (<https://twitter.com/NWSWPC/status/1549721645358645251>)

<sup>21</sup> BBC NEWS JAPAN「欧州の約6割で干ばつの危険、過去500年で最悪の状態＝EU調査」（甲278） (<https://www.bbc.com/japanese/62655406>)

<sup>22</sup> 欧州委員会「Drought in Europe August 2022」（甲278） ([https://edo.jrc.ec.europa.eu/documents/news/GDO-ED0DroughtNews202208\\_Europe.pdf](https://edo.jrc.ec.europa.eu/documents/news/GDO-ED0DroughtNews202208_Europe.pdf))



図4 水位低下で出現 中世の教会や「スペインのストーンヘンジ」<sup>23</sup> (甲279)

また、ドイツ・ヴォルムスのライン川沿いでは、過去に水位が下がった地点を記録した「飢餓の石」が露出し、各地でこのような石碑が発見されている。

「飢餓の石」はその名のとおり、これよりも河川の水位が下がった場合には、干ばつによる飢饉に繋がることを警告するためのものである<sup>24</sup> (甲278)。

---

<sup>23</sup> AFPBB News 「水位低下で出現 中世の教会や「スペインのストーンヘンジ」」 (甲279)  
(<https://www.afpbb.com/articles/-/3421914?pid=24812704>)

<sup>24</sup> 注2 1



図5 ライン川沿いであらわになった「飢餓の石」(ロイター)<sup>25</sup>(甲278)

## (2) 生活への影響

フランスでは観測史上最悪の干ばつとなり、93の地域で水の使用を制限し、農地への給水禁止などの措置が採られている<sup>26</sup>(甲280)。またイギリスでは令和4年8月24日から家庭でのホースの使用禁止令が施行され、庭への水やりなどにホースを使用した場合には罰金となる可能性がある<sup>27</sup>(甲281)。

このように、深刻な干ばつにより、政府は、人々の生活に必要な不可欠な水の利用を制約せざるをえない状況が続いているほか、降雨量の減少・水不足によって農業にも著しい影響が発生し、たとえばトウモロコシの生産量はフランスでは例年の生産高と比較して18.5%減少することが見込まれている<sup>28</sup>。

更に、ライン川は川幅が広く流れが穏やかなことから水運が盛んなことで知

<sup>25</sup> 注21

<sup>26</sup> BBC NEWS JAPAN「フランスで厳しい干ばつ、飲み水が不足する町も」(甲280)  
(<https://www.bbc.com/japanese/62445926>)

<sup>27</sup> 毎日新聞「「干ばつ宣言」のロンドン、水道ホース利用禁止 違反は罰金16万円」(甲281)  
(<https://mainichi.jp/articles/20220824/k00/00m/030/208000c>)

<sup>28</sup> 注21、26

られ、ライン川沿岸には工業地帯が形成されるなどしているが、ライン川の水位低下は船舶の航行・河川貨物輸送に大きな障害をもたらし、貨物積載量を半分以下に低減させるといった措置が採られているほか<sup>29</sup>（甲282）、そもそも積み荷がなくても船舶が航行できないような状態も確認されている<sup>30</sup>（甲283）。

フランスでは、川の水位が下がったことから、原発の冷却に支障を来し、それも一因となって、原子力発電所の発電量は、ほぼ半分まで下がっている。

### ③ 干ばつリスクが現実化していること

イギリスの気象庁は平成22年の時点で気候変動の影響によって極端な干ばつの発生頻度が増加する可能性が高いことを発表している<sup>31</sup>（甲284）。そして、前述のとおり、令和4年に入って、ヨーロッパでは人々の生活に制限をもたらす深刻な干ばつが発生しており、これについて欧州委員会は「過去500年で最悪の様子」とし、「気候変動は疑いようもなく、その影響は年を追うごとに顕著になっている」と述べている<sup>32</sup>（甲278）。

## 4 中国・長江流域の記録的水不足

### (1) 干ばつの発生<sup>33</sup>（甲285）

中国では令和4年7月以降、中国気象局観測以来最も強い熱波に見舞われ、特に中国南部では高温と降雨量の減少（例年の約半分程度）により、長江流域で干ばつが発生した。

同年8月18日には、同気象局が長江流域に中度以上の干ばつ警報を発令す

---

<sup>29</sup> JETRO「ライン川の水位低下が輸送に影響、ドイツ産業の安定供給を脅かす」（甲282）  
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/56a4bdecae136d1d.html>)

<sup>30</sup> REUTERS「独ライン川の水位低下、積荷なしで航行できない船舶も」（甲283）  
(<https://jp.reuters.com/article/europe-weather-rhine-idJPKBN2PP1C7>)

<sup>31</sup> 国立研究開発法人 国立環境研究所・環境展望台「イギリス気象庁、温暖化により干ばつが増加すると予測」（甲284）(<https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=3730>)

<sup>32</sup> 前注21

<sup>33</sup> JETRO「長江中下流域の干ばつ、9月まで続く見通し」（甲285）  
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/1dc213ffedcfcdb1.html>)

るに至り、中国水利部は、同年9月まで長江中流、下流地域の大部分で水不足が発生し、安徽省、湖北省、湖南省、江西省などで干ばつがさらに進むという見通しを示した。



図6 干上がった長江流域の湖、中国江西省九江市（共同）<sup>34</sup>（甲286）

## (2) 記録的水不足による被害<sup>35</sup>（甲287）

長江流域は中国全土の3分の1の農業生産を占める農業地域であるが、記録的な水不足により農業用水が確保できず、農業に深刻な影響が発生している。また工業に対しては、政府による節電要請がなされ、生産体制に制限が生じた。生活用水の確保も困難となっており、熱波や干ばつによる被災者は3785万人にのぼり、経済的損失は約6300億円となることを中国政府が発表している<sup>36</sup>（甲286）。

<sup>34</sup> 産経新聞「中国、3785万人が被災 長江流域の熱波」（甲286）  
(<https://www.sankei.com/article/20220830-6Y51C34RXNMOPJ35MCL463ILNE/>)

<sup>35</sup> REUTERS「焦点：中国・長江流域で記録的水不足 農産物の被害甚大、停電も」（甲287）(<https://jp.reuters.com/article/china-weather-drought-idJPKBN2PW088>)

<sup>36</sup> 注34

## 5 国土の3分の1が水没したパキスタンの壊滅的洪水

### (1) 壊滅的洪水の発生

パキスタンでは6月からのモンスーンで記録的な大雨（過去30年平年の約3倍）となり、住宅や農地の浸水被害が拡大し、更に50℃前後の高温により山岳地帯の氷河湖が決壊したことも相まって、国土の3分の1（日本の本州の面積である約22万8000平方キロメートルを上回る）が水没する洪水が発生した<sup>37</sup>（甲288）。鉄砲水も発生し、3000キロメートルを超える道路が破壊されるなどインフラにも大きな被害が発生し、救援活動も困難となっている<sup>38</sup>（甲289）。



図7 多くの橋が破壊され、被災地へたどり着くのも困難な状況/AFP/Getty Images<sup>39</sup>

<sup>37</sup> 内城喜貴「世界各地で熱波や大雨、干ばつなどの「極端な気象現象」 温暖化が影響と国際機関や専門家」（科学技術振興機構）（甲288）（[https://scienceportal.jst.go.jp/explore/review/20220912\\_e01/](https://scienceportal.jst.go.jp/explore/review/20220912_e01/)）

<sup>38</sup> CNN「「まるで海」、国土の3分の1を覆う洪水で甚大な被害 国際支援呼びかけ パキスタン」（甲289）（<https://www.cnn.co.jp/world/35192502.html>）

<sup>39</sup> 注38

令和4年9月15日現在で約1500人が洪水により死亡し、洪水による被害額は300億ドルに達すると試算されている<sup>40</sup>（甲290）。

また、全人口の約15%にあたる3300万人が被災し、被災地では家を失った人々が避難するテントや蚊帳が不足していることから、18万人を超える人々がマラリアに感染したほか、60万人以上が皮膚の病気になっていることが明らかになっている<sup>41</sup>（甲291）。

## (2) 洪水の原因

イベント・アトリビューションの手法によって、上記洪水をもたらした大雨について、人為的な気候変動の影響により被害が大きかった南部2州の5日間の総降水量が最大75%増えた可能性があるとの研究結果が公表されている<sup>42</sup>（甲292）。

## 第3 令和4年6月下旬以降の日本の天候と気候変動<sup>43</sup>（甲293）

### 1 記録的な高温

#### (1) 例年に比べて増加した猛暑日

令和4年6月下旬から7月初めにかけて東日本・西日本を中心に記録的な高温となった。

6月下旬から7月初めに、全国914のアメダス地点のうち24地点で各地

---

<sup>40</sup> REUTERS「パキスタン洪水、死者1500人に迫る」（甲290）（<https://nordot.app/943060685265616896?c=768367547562557440>）

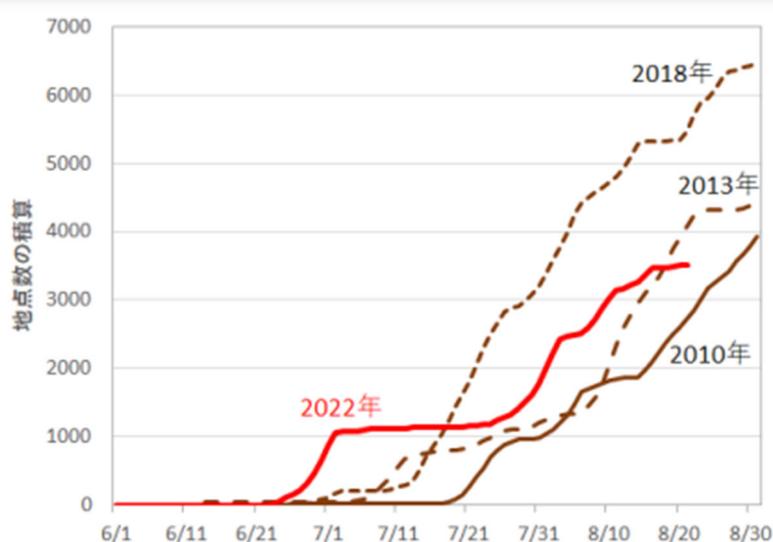
<sup>41</sup> NHK「パキスタン 洪水で18万人超がマラリア感染 健康状態の悪化懸念」（甲291）（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220915/k10013819671000.html>）

<sup>42</sup> 読売新聞オンライン「パキスタンの大洪水、地球温暖化で雨量最大75%増…今夏には国土の3分の1冠水」（甲292）（<https://www.yomiuri.co.jp/science/20220922-OYT1T50157/>）、World Weather Attribution「Climate change likely increased extreme monsoon rainfall, flooding highly vulnerable communities in Pakistan」（甲292）（<https://www.worldweatherattribution.org/climate-change-likely-increased-extreme-monsoon-rainfall-flooding-highly-vulnerable-communities-in-pakistan/>）

<sup>43</sup> 気象庁「6月下旬から7月初めの記録的な高温及びその後の天候の特徴と要因について～異常気象分析検討会の分析結果の概要～」（甲293）（<https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/22b/kentoukai20220822.pdf>）

点における史上最も高い気温の記録が更新され、群馬県伊勢崎市では40℃以上の日最高気温が6月25日、29日、7月1日の3日間、東京では猛暑日が6月25日から9日間連続で観測された。

下表は全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算であり、過去の高温年と比較しても6月下旬から7月にかけての猛暑日の地点数が顕著に多いことが分かる。



**図1-2 全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算**  
6月1日～8月31日の推移を表し、2022年(赤線、8月21日まで)と過去の高温年(2010年、2013年、2018年)を示す。6月1日時点のアメダス地点数は、2010年が919地点、2013年と2018年が927地点、2022年が914地点。

図8 全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算<sup>44</sup> (甲293)

## (2) 平均気温が高かったこと

また、猛暑日が多かっただけではなく、6月下旬から7月初めにかけては平均気温平年差が西日本で+3.2℃、東日本で+4.0℃と統計開始以降1位となっている。また、その後の平均気温平年差も下図のとおりであり、気温が平年よりも高い状態で推移していることが分かる。

<sup>44</sup> 注43

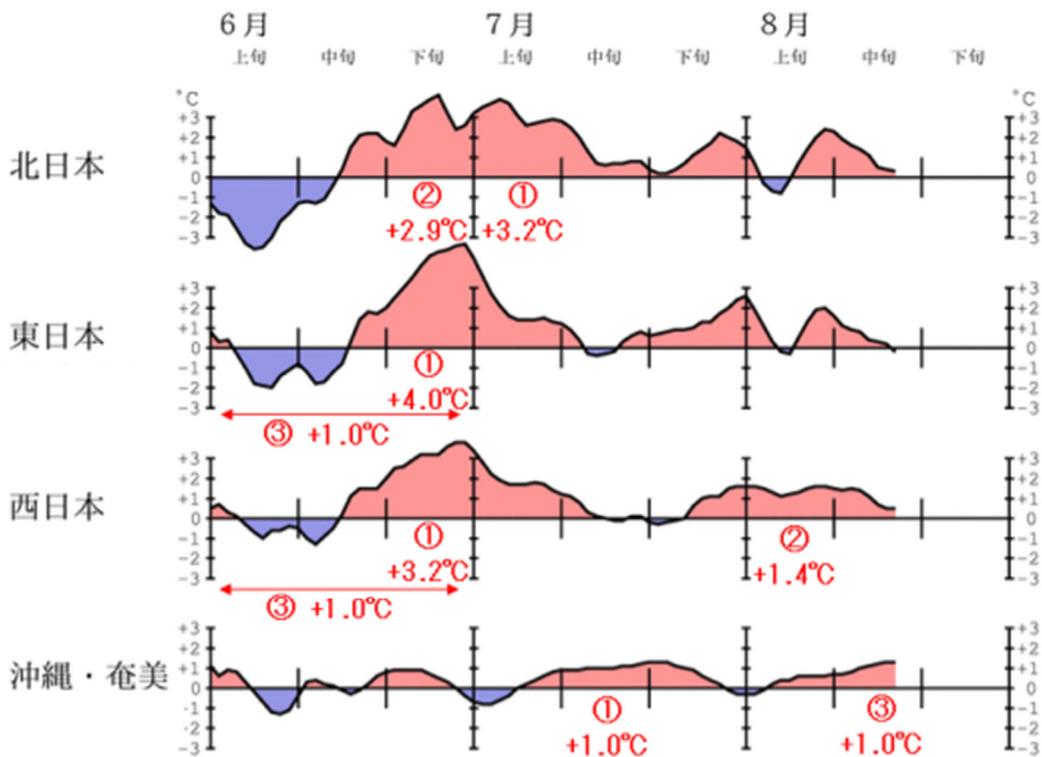


図1-1 2022年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移 (°C)  
 赤字の○数字と値は、各月及び旬における1946年以降の平均気温の高い方からの順位と平年差を表す(上位3位まで)。

図9 平気気温平年差の推移<sup>45</sup> (甲293)

気象庁は、令和4年6～8月の天候について、東・西日本、沖縄・奄美で気温がかなり高く、特に西日本では統計開始以降1位タイの高温を記録したことを公表している<sup>46</sup> (甲294)。

(3) 記録的な高温の原因

気象庁気象研究所は、記録的な高温に地球温暖化が与えた影響に関する研究を行い、地球温暖化の影響が無かったと仮定した状況下では、ラニーニャ現象等の影響があったとしても、同高温はおよそ1200年に1度(0.082%)という非常に稀な事例であったのに対し、人為的な温室効果ガスの排出

<sup>45</sup> 注43

<sup>46</sup> 気象庁「夏(6～8月)の天候」(甲294) ([https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/stat/tenko2022jja\\_besshi.pdf](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/stat/tenko2022jja_besshi.pdf))

による気候変動がある場合では5年に1度程度の確率（19.8%）で起こり得たとの研究結果を公表した<sup>47</sup>（甲295。下図参照）。これはすなわち、地球温暖化の影響により令和4年6月下旬から7月上旬にかけての高温が起きる可能性が240倍に高まったということを意味する。

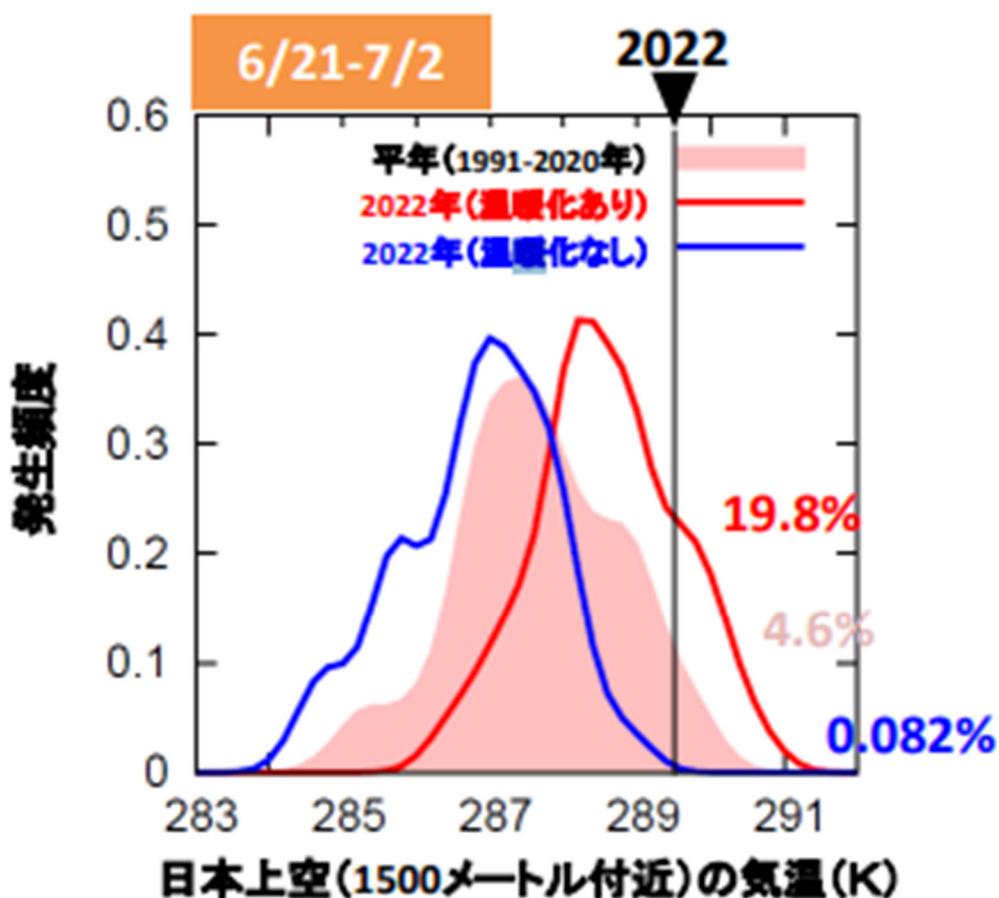


図10 令和4年6月21日から7月2日にかけての高温事例の発生確率

## 2 記録的な降水量

### (1) 7月中旬の大雨

7月中旬は北～西日本で曇りや雨の日が多くなり、各地で短時間に記録的な

<sup>47</sup> 文部科学省「令和4年6月下旬から7月初めの記録的な高温に地球温暖化が与えた影響に関する研究に取り組んでいます。—イベント・アトリビューションによる速報—」  
[https://www.mext.go.jp/content/20220906-mxt\\_kankyuu-000024830\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220906-mxt_kankyuu-000024830_1.pdf)

降水量を観測する大雨が発生した。下図<sup>48</sup>（甲293）のとおり、3時間降水量が30mm（40mmを超えると大雨注意報発令の基準）を超えた地域も少なくなく、埼玉県鳩山町鳩山では1時間111.0mm、6時間360.0mmの降水量、長崎県対馬市美津島では3時間191.5mmの降水量を観測するなど観測史上1位又は7月としての1位の大雨が各地で確認された。

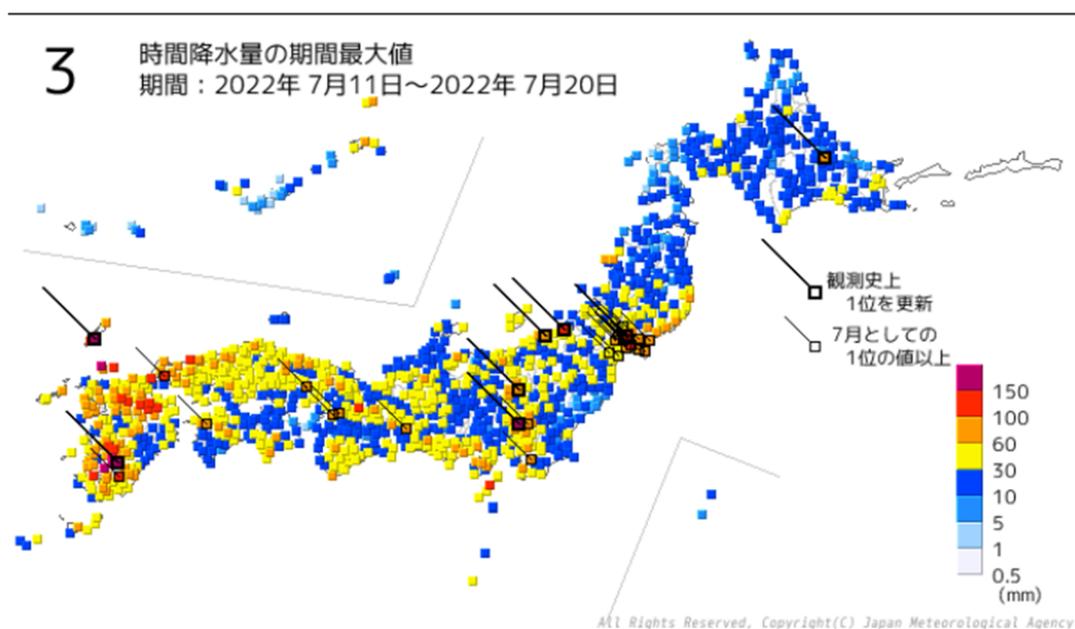


図11 7月11～20日の3時間降水量の期間最大量

## (2) 8月上旬～中旬にかけての大雨

8月上旬には前線が東北～北陸地方をゆっくり南下し、線状降水帯も各地で発生したところから東北、北陸で記録的な大雨が観測され、たとえば、山形県<sup>49</sup>（甲296）や新潟県<sup>50</sup>（甲297）では、8月3～4日にかけて、これまでに経験したことのないような大雨となっているとして大雨特別警報が発令されている

<sup>48</sup> 注43

49 気象庁「山形県に大雨特別警報発表」（甲296）  
(<https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/03b/20220803.html>)

50 気象庁「新潟県に大雨特別警報発表」（甲297）  
(<https://www.jma.go.jp/jma/press/2208/04a/20220804.html>)

(下図<sup>51</sup> (甲293) )。

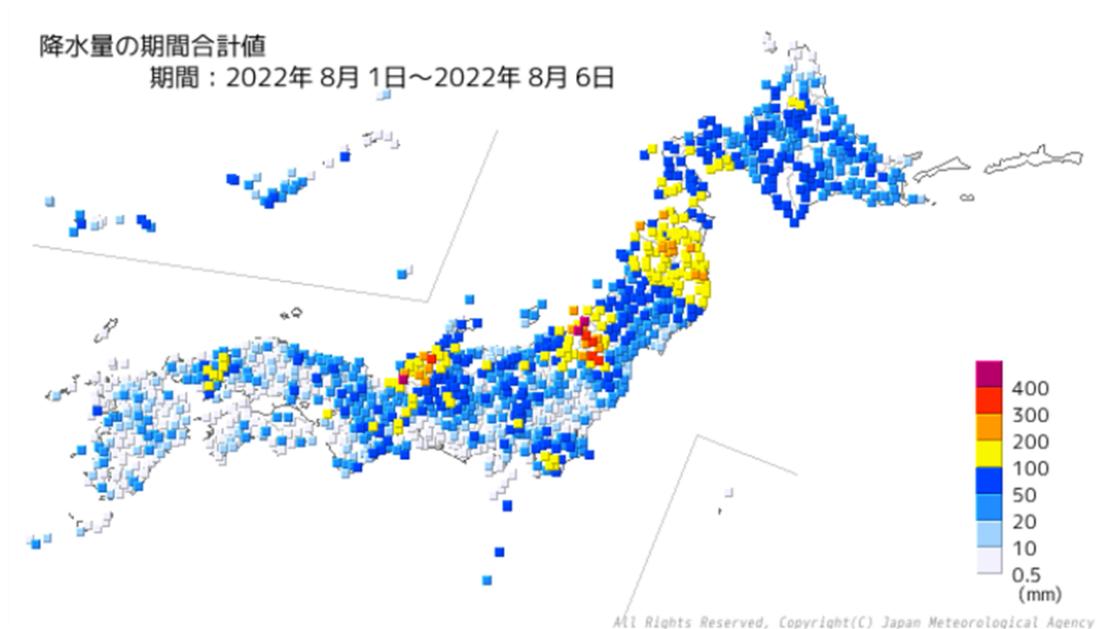


図12 8月1～6日の総降水量

新潟県関川村下関では1時間149.0mm、3時間323.5mm、24時間560.0mmの観測史上1位の値を更新している。

### (3) 8月上旬末から中旬にかけての大雨

更に、8月上旬末からは北日本付近に前線が停滞し続けたことから青森県で8月8～14日の総降水量が400mmを超えるなど東北北部で記録的な大雨となった(下図<sup>52</sup> (甲293) の通り)。

---

51 注43

52 注43

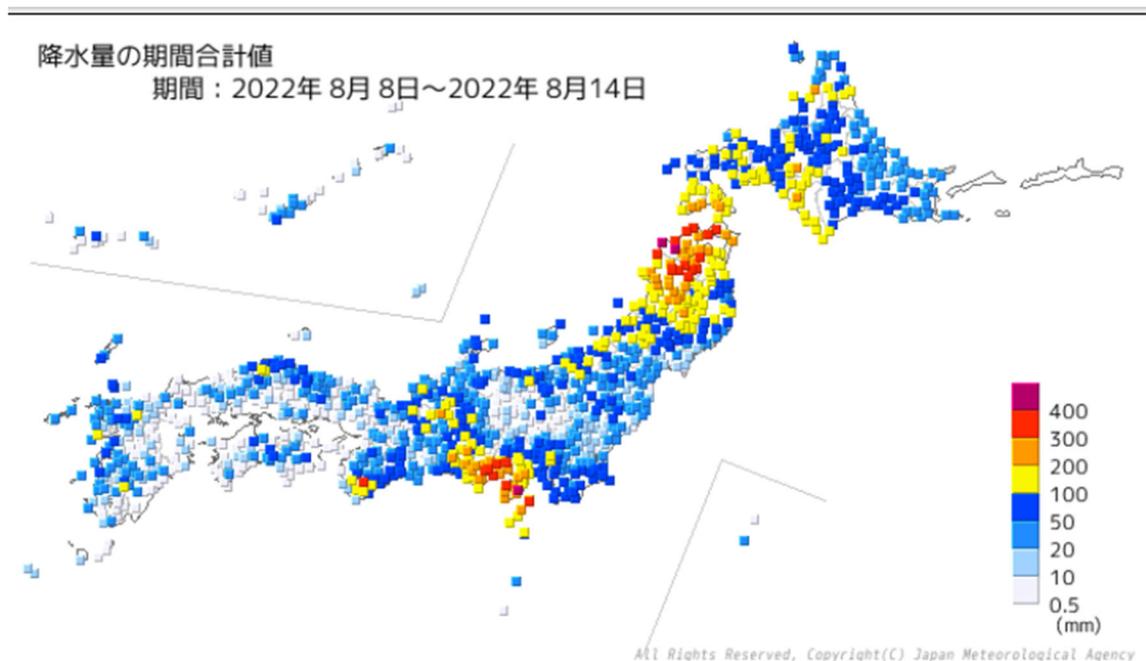


図13 8月8～14日の総降水量

たとえば、青森県深浦町では8月9日に1日で312mmの降水量があり、これは同町の7月～8月の平均的降水量<sup>53</sup>（甲298）の合計に匹敵する。また、岩木山麓の弘前市岳では同日1日で252.5mmの降水量があり、その後、数日にわたり40～70mmの雨が続くなどして8月の降水量は809mm<sup>54</sup>（甲299）となり、8月の平均降水量178.4mmを大きく上回った<sup>55</sup>（甲300）。

#### (4) 記録的な大雨による被害

##### ア 山形県

8月上旬の大雨で大雨特別警報が発令された山形県では、最上川が氾濫

<sup>53</sup> 気象庁「深浦 平年値（年・月ごとの値） 詳細（気圧・降水量）」（甲298）  
([https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml\\_sfc\\_ym.php?prec\\_no=31&block\\_no=47574&year=2022&month=8&day=&view=a1](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_sfc_ym.php?prec_no=31&block_no=47574&year=2022&month=8&day=&view=a1))

<sup>54</sup> 気象庁「岳 2022年（月ごとの値） 詳細（降水量）」（甲299）  
([https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly\\_a1.php?prec\\_no=31&block\\_no=1108&year=2022&month=8&day=&view=a1](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_a1.php?prec_no=31&block_no=1108&year=2022&month=8&day=&view=a1))

<sup>55</sup> 気象庁「岳 平年値（年・月ごとの値） 詳細（降水量）」（甲300）  
([https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml\\_amd\\_ym.php?prec\\_no=31&block\\_no=1108&year=2022&month=8&day=&view=a1](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=31&block_no=1108&year=2022&month=8&day=&view=a1))

し、大江町において住宅の浸水被害が発生するなど<sup>56</sup>（甲301）、また、飯豊町などでは水道管が流されたことによる断水被害も発生した<sup>57</sup>（甲302）。

また、山形県・米沢駅と新潟県・坂町駅を結ぶJR米坂線が大雨による土砂災害で線路が埋まったり、橋が崩落するなどの被害を受け、令和4年9月27日時点で運転再開の見込みが立っていない<sup>58</sup>（甲303）。



図14 崩落した米坂線橋梁（山形県飯豊町）<sup>59</sup>（甲303）

## イ 青森県

8月上旬末からの大雨により特に降水量の多かった青森県では、大規模な土砂崩れが発生したために国設野辺地まかど温泉スキー場が今季の営業を断念した<sup>60</sup>（甲304）ほか、りんごの生産量国内1位を誇る弘前市など県内10

56 河北新報ONLINE NEWS「山形、福島で記録的大雨 最上川氾濫、浸水多数 鉄道橋崩落も相次ぐ」（甲301）（<https://kahoku.news/articles/20220804khn000048.html>）

57 産経新聞「大雨の山形・飯豊町、ほぼ全域で断水 給水作業続く」（甲302）（<https://www.sankei.com/article/20220805-B3UPZ63PGJKUVEUIY3TD7BT4LI/>）

58 山形新聞「豪雨被害の米坂線、復旧へ課題確認 関係機関が連絡会議」（甲303）（[https://www.yamagata-np.jp/news/202209/02/kj\\_2022090200039.php](https://www.yamagata-np.jp/news/202209/02/kj_2022090200039.php)）

59 注58

60 Web東奥「野辺地まかど温泉スキー場、今季の営業断念」（甲304）（<https://www.toonippo.co.jp/articles/-/1340755>）

市町村で641ヘクタールのりんご農園等に浸水被害が発生しその被害額は少なくとも13億円にのぼる<sup>61</sup>（甲305）。



図15 浸水被害で腐って落ちたりんごを拾うボランティア<sup>62</sup>（甲306）

また、秋田県・東能代駅から青森・川部駅を結ぶJR五能線は、大雨の影響で線路に土砂が流れ込む、橋梁が濁流により歪むなどといった被害が約70か所で確認され、秋田県・岩館駅から青森県・鯨ヶ沢駅間が運休となり、その復旧の目途はたっていない<sup>63</sup>（甲307）。

---

<sup>61</sup> NHK「先月の大雨による青森県りんご被害 少なくとも13億円余り」（甲305）（<https://www3.nhk.or.jp/lnews/aomori/20220901/6080017350.html>）

<sup>62</sup> 毎日新聞「青森のりんご被害額7億5400万円、8月の豪雨で片付け作業続く」（甲306）（<https://mainichi.jp/articles/20220826/k00/00m/040/346000c>）

<sup>63</sup> NHK「大雨被害のJR五能線 復旧の見通し立たず JR東日本が会見」（甲307）（<https://www3.nhk.or.jp/lnews/aomori/20220825/6080017274.html>）

## (5) 記録的な大雨の原因<sup>64</sup>

気象庁は、7月中旬にかけて各地で大雨が発生した要因としては、日本の北方でブロッキング高気圧が持続するとともに、亜熱帯ジェット気流が日本付近で南に蛇行し、上層の寒気の影響を受けやすかったことを、7月末から8月中旬にかけては、亜熱帯ジェット気流の北上に伴い、北日本付近に前線が停滞しがちで大雨となったことを指摘する。

これとともに、地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向に伴い、大気中の水蒸気量も増加傾向にあるとし、これが記録的な大雨に寄与した可能性があるとする。

## 第4 環境影響評価の重大な瑕疵、原告適格

- 1 本件確定通知の時点で気候変動とそれによる被害がすでに顕著になっており、温室効果ガスの累積排出量の増加がその原因であることが明確になっていたこと

### (1) 世界各地で頻発していた異常な気象現象

気候変動（温暖化）による被害は深刻化する一方である。温室効果ガスの排出が現在の水準で続けば、事態がますます深刻化し、極めて深刻な被害、人権侵害を引き起こすことが確実視されている。

本件確定通知が発せられたのは2018年11月30日であるが、当時すでに、高温・熱波、大雨、干ばつ、台風・ハリケーンなどの異常な気象現象が多発し、日本を含む世界各地で気象災害による甚大な災害が頻発していた。

甲68～77は2010年以降の世界各地の異常気象について気象庁がまとめた地図であるが、ここからは年を追うにつれて、異常な気象現象、とりわけ高温・大雨・干ばつなどの発生地域が増加していることがわかる。

IPCCは、こうした異常気象の原因についてその第5次報告書（2013～14年）（甲11）において、地球の気候システムが温暖化していることは

---

<sup>64</sup> 注43

「疑う余地がない」とし（甲11・2頁）、「人為起源の温室効果ガスの排出は、・・・20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。」（甲11・「SPM 1.2 気候変動の原因」）とした。

この報告書では、地球の平均気温の上昇幅はCO<sub>2</sub>の累積排出量にほぼ比例していることも明確にされた。

さらに、「熱波は（今後）より頻繁に発生し、またより長く続き、極端な降水がより強くまたより頻繁となる可能性が非常に高い」とされ、海洋での「温暖化と酸性化、世界平均海面水位の上昇が続くだろう」と予測された（同10頁）。

I P C Cは、2018年10月には1.5℃特別報告書（甲12）を公表し、地球上の平均気温の上昇幅が2℃に達した場合、ほとんどの地域で極端な高温が増加し、夏季における北極の海氷の消滅、大部分のサンゴの死滅など、非常に深刻な影響を及ぼすことを明らかにした。

気温の上昇幅を1.5℃にとどめた場合であっても、極端な気象現象の頻発、健康・水・食料・生計におけるリスクの増大など、人類の生存に大きな影響を及ぼすことを指摘した（原告準備書面（15）55頁以下）。

この1.5℃特別報告書では、気温の上昇幅を1.5℃以内に収めるためには、世界全体でCO<sub>2</sub>の排出量を2030年までに45%削減し、2050年前後には実質ゼロを達成する必要があること、とりわけ2030年までの削減の取り組みが重要であり、現状の排出が続けば同年にも上昇幅が1.5℃に到達してしまうこと、が明らかにされた。

## **(2) 日本の状況：豪雨災害、熱中症、漁業被害**

原告準備書面6（1）、同15などで述べたように、日本においても、豪雨災害、熱中症、漁業被害などの気象災害が2018年以前から頻発していた。

### **① 豪雨災害**

日本においても、短時間降雨が頻発するようになっており、1時間降水量が50mmを超える降水の発生回数が年々増加している（原告準備書面（3）1

4頁以下)。気象庁が1989～2019年に発生した豪雨災害をまとめた表(甲85)を見ても、「記録的な大雨」と表記される豪雨が頻発するようになっていることがわかる。

とくに、2018年7月の西日本豪雨では、過去に経験のない大量の降雨が続き、死者224名、行方不明者8名、負傷者459名、住宅全壊6758棟など、極めて甚大な被害をもたらした(原告準備書面(3)15頁以下)。同年の気象関連の災害による被害額は、日本が世界最大となった(甲78の2)(豪雨災害については原告準備書面(15)27頁以下でもまとめた)。

本件発電所の周辺地域(三浦半島)でも、2014年6月の豪雨の際に横須賀市内で市道沿いの土砂が崩壊して道路を塞いだ(甲100)。

こうした豪雨の発生頻度は、今後もさらに増加すると予測されている。このことは、土砂崩れの危険地域内などに居住する者にとっては極めて深刻な事態であり、いつ何時、土砂崩れによって人命を奪われかねない、というリスクを抱えながら暮らさなければならない状況に置かれている。

## ② 熱中症

熱中症による救急搬送者数、死亡者数も年々増加している。すなわち、熱中症による救急搬送者数は、2010年代には毎年4～6万人に上るようになり、2018年には年間9万5000人を超えた(甲17)。

熱中症による死者数は、2005年ころまでは年間300名程度であったが、2010年以降は毎年500名を超えるようになった。さらに、2018年7月には1カ月の死亡者数が1077名を数え、月別の死亡者数として過去最多となった。同年6～9月の合計の死亡者数は1531名に達した(原告準備書面(15)23頁)。

本件発電所の周辺地域(三浦半島)でも、熱中症による救急搬送者数が増加しており(甲106)、2018年には300名を超えた。その約45%を高齢者が占めているが、中・重症者数ではその割合が58%に達している(原告準備書面6(1)42頁以下)。

温暖化がさらに進行すれば、猛暑がさらに長期化、激烈化すると予測される。これは、とくに高齢者にとっては命に直結するリスクがさらに増すことを意味している。

### ③ 漁業被害

漁業被害も極めて深刻である。詳細な状況と分析については、原告らの準備書面6(2)に、甲111号証から甲151号証までの証拠を示して、説明してある通りである。それは、原告小松原の証言でも詳述している。

回遊魚の一つであるスルメイカは、日本海での漁獲が、95%減少した(甲111、甲112の7。甲113、甲114)し、サンマ、サケといった回遊魚も深刻な影響が出た(甲111、甲115、甲116)。

養殖ノリの生産は、著しく減少し(甲111、甲112の17、甲116、甲117、甲122から甲124まで)、特に東京湾では1割以下まで落ち込んだ(甲142の4、甲148、甲149)。

藻場の磯焼けによって、海藻が取れなくなるとともに、アワビ・伊勢海老が大きく減少した(甲14、甲112の4、甲116、甲125から甲135まで、甲150・甲151)。相模湾の漁師である梶谷完行(本件原告)は、三浦半島の相模湾側における磯焼けが極めて深刻に進行し、アワビ・サザエなどがほとんど取れなくなったことと述べている(甲53、甲308)。

カキ養殖やホタテ養殖も大きな影響を受け(甲117から甲121まで)、アサリも大幅な減少をしている(2016年漁獲量は、2006年漁獲量の74.37%減少となっている)(甲136から137まで、甲140)。

東京湾での主要な魚種で、高級魚として知られたマコガレイも大幅に減少(1980年代2100t→近年は300t、85.71%以上の減少)し(甲142の3、高147)、その結果、小松原証言にあるように、漁業にも極めて深刻な影響が出ている。

### (3) 温排水による漁業被害

以上に加えて、準備書面7の4頁に記述した通り、原告番号47の原告(小

松原)は、本件発電所の温排水が排出される、本件発電所の南側の海域でサヨリ網漁を行っていたが、サヨリ網漁は、温排水が漂うとされる海の表層部を遊泳する魚を対象とするので、温排水の排出によりサヨリ等が同海域を遊泳しなくなり、原告番号47の原告の漁獲量を減少させることが予想される。

また、本件発電所から排出される温排水により、周辺海域においてこれまでに以上に磯焼けが生じる可能性がある。サヨリ等は、磯の海藻に付着している虫を食するために同海域に遊泳しているものであるため、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリ等が同海域を遊泳しなくなることになる。

#### (4) 原告番号48番の原告の被害

原告番号48番の原告(武本)は、準備書面7に記述した通り、海中観光業を営んできたが、それが大変深刻な被害を受けている。

すなわち、従来のような素晴らしいサンゴや海を見せたいと望んでいるが、現状ではそれができない。また、これ以上の温暖化を止め、地球環境の保全に向けて注力しなければいけないと強く感じている。そのため、従来のような形で、海中観光業に従事することができない。

## 2 発電燃料についての代替案検討が欠落していること

### (1) 複数案検討が極めて重要な意味を持っていること

環境影響評価法1条が掲げる「環境の保全について適切な配慮がなされることを確保」という目的を達成するうえで、複数案の検討は極めて重要な意味を持つ。同法がいう「環境の保全についての適正な配慮」は、可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとるべきこと(ベスト追求型)を意味しているが、実行可能な範囲内で環境影響が回避され又は低減されているか否かという検討は複数案の検討を経ることによって初めて実効的なものとなるのであり、複数案の検討は環境影響評価制度において核心的な意義を有している。とくに、計画段階配慮手続では複数案の検討が核心的な意味を持っている。

諸外国の環境影響評価制度でも、複数案の検討は環境アセス制度の核心とされている。原告準備書面（12）7頁以下で詳述したように、アメリカ合衆国の国家環境政策法（NEPA）では「提案行為の代替案」についての詳細な報告を要求している。欧州でも同様に、EUの環境影響評価指令（2014年）の5条1項では、

「事業者が環境影響評価を実施しなければならない場合、事業者は環境影響評価報告書を作成し提示しなければならない。報告書には少なくとも以下の情報が含まれる。

d) 事業者が調査した、事業とその特性に関する適切な代替案（the reasonable alternatives）に関する記述、および、事業が環境に及ぼす影響についての考慮のもとで行った選択についての主たる理由。」と定めており、「適切な代替案」についての検討を必須としている。この「適切な代替案の検討」の義務付けは、欧州各国の環境影響評価法において制度化されている（例えばドイツの環境影響評価法40条1項）。

日本でも、環境大臣告示（基本的事項）（甲4）において、計画段階配慮事項の検討において「位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（…）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。」（基本的事項第1一(3)）とされており、「適切な複数案」の設定（検討）が「基本」とされている。理由を明示することなく複数案の検討を怠ることは許されない。

発電所アセス省令3条1項でも、上記の基本的事項と同様に、「計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案（…）を適切に示すものとする。」（発電所アセス省令）と定められている。同省令29条では、環境保全措置の検討においても複数案の比較検討が要求され、同30条3項では、検討の結果を「複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについ

での検討の内容を明らかにできるよう整理する」ことが要求されている。

## (2) 「適切な複数案」

上記の基本的事項と発電所アセス省令では、検討が必要とされる「複数案」の具体的な内容についての定めがないが、これは検討すべき複数案の内容が事案の特性や環境負荷の内容・程度に左右されるためである。検討する複数案の内容について「適切な」という限定が付されていることからわかるように、設定する複数案は環境負荷の回避・低減を図るうえで実質的な意味を持つものでなければならない（原告準備書面6（3）・32頁）。

一般的に言えば、環境影響が重大であればあるほど、より密度の濃い、より広範な代替案の検討が必要であり、環境負荷を回避・低減するうえで効果が高い案について検討する必要性が高まる、と言える。

発電事業においては、事業に起因する環境負荷の内容と程度が発電燃料の選択に大きく左右される。天然ガスによる火力発電は、石炭による火力発電と比較して、単位発電量あたりのCO<sub>2</sub>の排出量が約半分にとどまるだけでなく、硫黄酸化物とばいじんの排出はほぼゼロになる。窒素酸化物の排出もほぼ半減する（乙8・1125頁）。こうした観点からすれば、環境影響評価において発電燃料に関する代替案を検討することは極めて重要な意味がある。

とくに、気候変動によって未曾有の気候災害が頻発し、甚大な被害が各地で起きているなかで、極めて大きなCO<sub>2</sub>の排出源となっている発電事業におけるCO<sub>2</sub>の排出を回避・低減することが極めて重要な課題となっているのであるから、発電所を建設する際にはCO<sub>2</sub>の排出を回避・低減するための代替案を検討することが欠かせない。

## (3) 実効的な複数案検討の欠如

ところが、本件アセスでは、石炭以外の燃料を採用することに関して真摯な検討が全くおこなわれなかった。本件アセスの過程では、石炭を燃料として選択することを近隣住民だけでなく、神奈川県知事や環境省の担当者も繰り返し問題視していたが、事業者は石炭以外の燃料を選択するための検討をほとんど

行わなかった。事業者は大きな批判を浴びたことから、アセスの最終盤において、天然ガスを燃料とする場合に予想される環境負荷について極めて簡略な説明を行ったが、この説明も全く具体的なものではなく、環境負荷を回避・低減するという観点からおこなう調査・予測・評価とはとても言えないものである（原告準備書面 6（3）12頁以下）。

原告準備書面（22）30頁以下で述べたように、本件では、発電所アセス省令3条1項が言う「複数案の設定が現実的でないと認められる」という事情も全く存在しない。すなわち、旧発電所は石油を主たる燃料としていたため、いずれにしても燃料を転換することが予定されていたし、選択する燃料に応じて燃料の搬入・貯蔵のための新たな施設の建設が必要であった。本件事業者は別の場所では天然ガスによる火力発電事業もおこなっていたのであるから、石炭以外の燃料の選択を検討することが「現実的でない」と言える状況は皆無であった。つまり、事業者にとっては、燃料として例えば天然ガスを選択することには十分な現実性があった。それにもかかわらず、事業者は本件アセスにおいて、他の燃料を選択するという案について、検討を行おうとすらしなかった。

#### **(4)「実行可能な範囲内で出来る限り低減されている」とは評価できないこと**

事業者は、本件アセスにおいて、本件事業による環境影響が「実行可能な範囲内で出来る限り低減されている」と結論づけた。しかし、環境影響を著しく回避・低減させる複数案（代替燃料の選択）が存在するにもかかわらず、かかる案について何らの検討をおこなわなかったのであるから、「実行可能な範囲内で出来る限り低減されている」と判断することはおよそ困難である。

本件アセスでは、温室効果ガスの排出が計画段階配慮事項とはされなかった。計画段階配慮手続において極めて重要な意味を有する「適切な代替案」の検討もおこなわれなかった。その後の過程でも、発電燃料の代替案に関する真摯な検討がおこなわれることはなかった。大規模な気候災害が頻発し、CO<sub>2</sub>の排出削減のための方策が国際社会における最重要課題になっているにもかか

ならず、事業者はこうした状況をまるで無視するかのようなアセスの追行に終始した。

本来であれば、被告が事業者に対して是正を勧告するなどして適切なアセスの遂行を確保する必要があった。しかし、被告もその責任を全く果たさず、最後には本件確定通知を発して、重大な瑕疵をはらむアセスを追認した、というのが本件確定通知に至る経緯である。その違法は明らかである。

### 3 簡略化の要件を全く満たしていないこと

原告準備書面 8，同 14，同 15，同 20、同 22 においてすでに詳述したように、発電所アセス省令においてアセスの簡略化が許容されているのは、「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という要件を満たす場合だけである。本件のようなリプレース案件において上記の要件を満たすためには、

- ① 旧施設による環境影響が十分に調査されデータが蓄積していること
- ② 環境影響が改善すること（悪化しないこと）
- ③ 空白期間が存在しないこと

という 3 つの条件を満たす必要があるが、本件では、旧発電所の建設時に環境影響調査がおこなわれておらず、稼働後の環境データも極めて断片的なものにとどまっていた。そのうえ、温排水による海洋への影響のように全く調査がなされていないものもあった。旧施設による環境影響が十分に調査されデータが蓄積しているとはとても言えない。

また、新設発電所によってもたらされる環境影響は「低減」どころか、むしろ悪化することが明らかになっている。

すなわち、硫黄酸化物と窒素酸化物の排出量で言えば、旧発電所における本件アセス実施前 4 年間の平均より増加するし、CO2の排出量は旧発電所の排出量をはるかに上回る（原告準備書面（8）13 頁以下）。

温排水の排出量も、旧発電所におけるアセスの実施前 15 年間の排出量の平均と比較すると、実に 5 倍以上の増加となる（原告準備書面（13）133 頁）。

本件事業者は、旧発電所の1970年当時の汚染物質の排出量と比較することで（本件発電所の稼働後は）「低減」の根拠としようとしたが、こうした半世紀前の排出量との比較が環境影響評価における調査・予測を省略する根拠となり得ないことは明らかである。温室効果ガスの排出に関して言えば、さらなる温室効果ガスの排出が環境を必然的に悪化させるのであるから、そもそも「低減」という概念そのものが妥当しない。

また、旧発電所は長期にわたり稼働率が極めて低い水準にとどまっていたため、旧発電所の周辺にはフル稼働時とは異なる環境が安定的に形成されていた。そうであれば、かかる環境に対しいかなる影響が及ぶのかについて調査・予測・評価をおこなうことは不可欠であった。

それにもかかわらず、本件アセスでは「簡略化」の名のもとに、大気汚染や温排水による環境影響について調査・予測・調査が省略された。

省略された調査等の内容については本書面では繰り返さないが、環境基準を超過する大気汚染物質が測定されているにもかかわらず、現地調査などが省かれたことは重大な問題である。漁業被害についても温暖化によって被害が深刻化しているが、温排水がいかなる影響を及ぼすのかなどについて全く調査・予測・評価がおこなわれなかった。アセス制度の重要性がますます高まるなかで行われた本件環境アセスの簡略化は、アセスという制度を「破壊する行為」（原告鈴木尋問調書15頁）とも言うべきものである。

環境アセスは事業者が自ら実施するものであるが、法令によって調査・予測・評価の内容を詳細に定めることによって、適正な実施を担保する仕組みになっている。電気事業法は、被告がアセスの各段階に関与して、適正に環境アセスを実施させる責務を果たすことを期待している。それにもかかわらず、被告はアセスの省略を是正させようともせず、最後には本件確定通知によって容認したのである。その違法は明らかである。

#### 4 パリ協定との整合性が検討されていないこと

##### (1) パリ協定の目標について

パリ協定は2015年12月に締結され、翌年11月に発効した。本件確定通知は、同協定発効の約2年後に行われた。

パリ協定では、締結国に対して「できる限り高い野心を反映する」こと、「時間とともに前進を示す」ことを要求し（2条、4条3項）、先進締結国には「先頭に立つ」ことも求めている（4条4項）。協定は、各締結国が自国の「貢献」を取りまとめて提出することを前提にしているが、各国の「貢献」の内容は共有され、「この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討」に委ねられる（14条）。そこでの検討を通じて、各締結国がおこなう自国の行動について更新・強化に反映されることが予定されており、それによって協定が掲げる目標を達成する仕組みになっている。

ドイツの連邦憲法裁判所（2021年3月24日決定）が指摘したように、パリ協定が掲げる目標の達成は、「他国が（協定の目標についての）実現の意思を持つことに対する相互の信頼にかかって」いる。そこでは、「他国の排出を理由に国が責任を免れることはない」し、「国は他国が協力を怠るような動機を与えてはならない」（同決定。詳しくは原告準備書面（22）14頁以下）。日本もパリ協定を批准し、協定の締結国として協定のメカニズムに参加し、目標の達成に応分の責任を負うことを国際社会に公約しているのであるから、日本は協定の締結国として（他国とともに）その実現のために尽くす責任を共に負っている。こうしたパリ協定が掲げる目標は、単なる努力目標とは全く異なるものである。

##### (2) パリ協定の気温目標が発電所アセス省令のいう「国の目標」に該当すること

発電所アセス省令は、「国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにし

つつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。」と定めている（9条1項3号、26条1項2号、28条にも同趣旨の規定）。

パリ協定の気温目標は、温室効果ガス（平均気温）という環境要素について示した「目標」に該当するのであって、環境アセスにおいてはかかる目標との整合性について検討を行うことが要求されている。

### (3) パリ協定の目標との整合性が全く検討されなかったこと

ところが、本件アセスではパリ協定が掲げる目標との整合性が何一つ検討されなかった。

本件アセスでは、超々臨界圧という発電技術を用いるとしているが、この技術の適用はパリ協定が掲げる目標の実現に何ら資するものではなく、パリ協定が掲げる目標との整合性の検討を省略する理由にはならない。

すなわち、パリ協定が掲げる気温目標の実現は、CO<sub>2</sub>の累積排出量を気温目標の達成のために許される残余の排出量、すなわち「残余カーボンバジェット」の範囲内に収めることが出来るか否かにかかっているが、上記の発電技術を用いることでたとえ単位発電量あたりのCO<sub>2</sub>排出量を若干抑制することができたとしても、そのことは累積の排出量を一定限度内に抑えることを何ら意味しない。つまり、超々臨界圧という技術を用いるにしても、新たな石炭火力発電所の建設・操業がパリ協定の目標といかに整合するのか、について検討することを省くことは許されない。

それどころか、石炭火力発電のさらなる使用は、日本の残余カーボンバジェットの非常に大きな部分を石炭火力発電のために消費することを意味しており、パリ協定が掲げる目標の実現に明らかに逆行するものである。この点については、環境省も繰り返し問題視しており、2018年3月に同省が発表した「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価」（甲34）では、

「現在の計画どおりに石炭火力発電所が建設されると、各設備の稼働率を相当程度低くしなければ、2030年度の削減目標・電源構成を達成でき

ない可能性がある」

と指摘していた。本件アセスにおいても、神奈川県知事は、

「事業者にあつては、2015年にパリ協定が発効し、2050年に向け、温室効果ガスの排出を80パーセント削減する取り組みが求められている時代であることと真剣に向き合うべきであり、それでもなお、本事業において石炭を燃料として選択するのであれば、環境保全に係る諸課題に対して、その解決に向けた具体的な取組を明らかにする必要がある。」

という意見を述べた（乙8・1434頁以下）。

環境大臣もアセス準備書に対する意見（甲163・1頁）のなかで、

「パリ協定に基づき、中長期的に世界全体の累積的な温室効果ガス排出量を削減することが求められており、2030年や2050年といった特定の時点の排出量のみならず、これに向けた削減を引き続き、継続的にしっかりと進めていく必要がある。このような状況の中、石炭火力発電は最も効率の良い発電方式であっても排出係数が天然ガス火力発電の約2倍であることから、地球温暖化対策上の懸念がある。」（甲163・1頁）

と指摘したうえで、石炭火力発電所の建設によって2030年度の温室効果ガスの排出削減計画の達成が非常に危ぶまれることを指摘した（原告準備書面6（3）20頁以下）。

本来であれば、事業者はこうした指摘を真摯に受けとめ、本件発電所の建設がパリ協定の掲げる目標と整合するの可否かについて検討することが必要であった。ところが、事業者は度重なる指摘にもかかわらず、パリ協定が掲げる目標との整合性についての検討を一切放棄し、被告も本件確定通知によってこうした事業者の姿勢を追認した。本件アセスはこの点でも極めて重大な瑕疵をはらんでいる。

なお、局長級取りまとめ（乙14）に依拠することが、パリ協定が掲げる目

標との整合性についての検討を省略することを正当化する理由にならないことについては、原告準備書面19「第2」8、同(23)「第3」、同24「第1」ですでに述べたとおりである。

## 5 原告適格について

### (1) 原告適格が認められること

本件訴訟の原告適格が認められることについては、すでに原告準備書面2の「第2」、同5の「第2」、同19の「第1」において詳細に述べたが、以下に再度要点を述べる。

#### ① 生命身体財産が根拠法令及び関連法令の保護範囲に含まれること

本件確定通知(処分)が前提とする環境影響評価法及び電気事業法が定める環境影響評価制度は、生命身体財産の保護をも目的とするものである。

すなわち、環境影響評価法は、「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資する」(1条)ことを目的としており、国民の生命身体健康、生活の基盤となる重要な財産、重要な生業手段を確保することを主眼としている。

電気事業法も、「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」を目的としており(1条)、電気工作物が「人体に危害を及ぼし、又物件に損傷を与えないようにすること」(39条2項1号)を定めている。ここにも電気工作物によって「人体に危害を及ぼし、又物件に損傷を与えない」ことを確保する法意を明確に読み取れる。

さらに、発電所アセス省令では、温室効果ガスが環境影響評価項目の一つに掲げられており、同省令の別表2では温室効果ガスを「環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素」として掲げている。ここでは、温室効果ガスが「環境への負荷」を及ぼすことが前提とされているが、ここでいう「環境への負荷」は、環境基本法2条が定義する「環境への負荷」、すなわ

ち、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と同義である。したがって、同法14条1号によって、電気事業法及び環境影響評価法に基づく環境影響評価においても、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」の確保を旨としておこなわなければならない。

これらの規定を見れば、温室効果ガスの排出によって脅かされる可能性のある生命身体財産という利益が本件確定通知の根拠法令である環境影響評価法及び電気事業法により保護される利益の範囲に含まれることは明確である。

## ② 生命身体財産が個々人の個別的利益としても保護されていること

生命身体財産の保護は、一般的公益にとどまらず個別的利益としても保護されている。

すなわち、第一に、本件発電所から排出されるCO<sub>2</sub>によって地球温暖化がさらに進行すれば、原告らは、土砂災害や水害を受けて生命・身体の被害を受けたり、住居を失うなどの重大な財産的被害を受けたり、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したり、漁業資源・海中観光資源が失われるなどして重要な生業手段を奪われる脅威にさらされることになる。こうした被害が現実化した場合、原告らの生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を深刻かつ不可逆的な形で侵害される。

第二に、本件発電所から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質によって、原告らは健康を害したり生命を失ったりするなど、生命身体健康という重大な利益を深刻かつ不可逆的に侵害される脅威にさらされる。

第三に、本件発電所から排出される温排水によって、原告らは漁業資源が失われるなどして重要な生業手段を失うなど、重要な生業手段という重大な利益を深刻かつ不可逆的な形で侵害される脅威にさらされる。

これらの具体的利益とその侵害状況は、いずれも、生命身体健康あるいは重

要な財産や重要な生業手段といったものが深刻かつ不可逆的に侵害される脅威にさらされる、というものであり、その被害の内容、性質、侵害の程度等に照らせばそれを一般的公益の中に吸収解消させることは困難である。

気候変動（温暖化）による災害被害は広い地域の多数の者に及ぶが、それはすべての者に等しく被害が及ぶことを意味しない。すなわち、甚大な気候災害による被害は多くの場合、特定の立場に置かれたものに集中する。

土砂崩れの危険地域内に居住・勤務する者、氾濫の可能性がある河川や海岸付近に居住・勤務する者、高齢などの理由で熱中症を発症するリスクが高い者、漁業者など温暖化によって重要な生業手段を奪われかねない者などがこれに該当する。

その点を理解せず、すべての者に等しく気候変動による被害をこうむることを前提に、被害を受けないという利益を一般的公益に吸収させるのは全くの誤りである。重大な災害のリスクにさらされている者にとって、温暖化は生命身体財産を奪いかねない重大な脅威である。こうした脅威と隣り合わせの生活を強いられている者を保護するという利益を一般的公益に吸収させることはできない。

### ③ 個別的利益が認められる者の範囲について

本件において個別的利益が認められる者の範囲については、すでに原告準備書面（23）19頁以下にまとめたとおりである。

### (2) 原告適格論の過度の細分化が失当であること

原告準備書面（23）8頁以下で述べたように、原告適格の有無に関する判断を「大気汚染物質の排出に関する原告適格」、「CO2の排出に関する原告適格」などと細分化することも失当である。

### (3) 本件事業が気候変動の促進に確実に寄与すること

気候変動（温暖化）は、多数の者がおこなう温室効果ガスの排出が累積することによってもたらされる。本件発電所による排出はこうした累積に部分的に寄与するにとどまり、本件発電所の排出が単独で気候変動とその被害を引き起

こすわけではない。しかし、こうした温暖化被害の構造は、原告適格を否定する理由にはならない。

すなわち、行政による処分によって自己の権利あるいは法律上保護された利益を侵害され又は侵害されるおそれがあるか否かは、当該処分のみによって侵害される（おそれがある）ことを要件とするものではない。他の者の行為と相まって、あるいは、すでに形成されている状況（環境）のもとで、権利あるいは法律上保護された利益を侵害される（おそれがある）場合であっても、処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有することを否定する理由にはならない。

温暖化においては、地球上の平均気温の上昇幅がCO<sub>2</sub>の累積排出量にほぼ比例することが明らかにされているが、このことはすべてのCO<sub>2</sub>の排出がその量に多寡に応じて気温上昇に寄与することを意味している。その意味で、本件発電所の排出も平均気温の上昇に必然的に寄与するのであり、両者は直接に結びついている（原告準備書面（15）101頁以下）。

しかも、本件発電所の排出は、過去の累積的な排出がない「白紙状態」の地球でなされるのではなく、温暖化によって多くの者の生命身体財産が重大な危機にさらされている、という状況のもとでなされているのであって、本件発電所の建設・操業はこうした危機をさらに高めるものである。そのうえ、本件発電所によるCO<sub>2</sub>の排出量は、2050年までに実質ゼロを実現するまでの間に世界全体で排出されるCO<sub>2</sub>総量の約2500分の1に達するものであり、温暖化をさらに促進させるものと言える（原告準備書面（15）105頁）。

日本の石炭火力発電所による排出に限っても、その総排出量は年間で約3億200万トン（本件発電所が稼働を開始することを予定している2023年時点の排出予想量）に上るが、本件発電所の稼働はこれをさらに増加させるものである。その場合、日本の石炭火力発電所による排出だけで、全世界の年間総排出量の約1.0～1.3%という膨大な量にのぼる（原告準備書面（15）105頁）。そのうえ被告は、本件発電所だけでなく、他の石炭火力発電所の

建設計画についても、超々臨界圧などの技術を用いる場合には建設を容認する姿勢を示しており、日本の石炭火力発電所の排出量がさらに増加することすら予想される状況にある。

地球上ではすでに深刻な気象災害が頻発しているが、本件事業はこうした危機をさらに高めることに確実に加担する。そうした事業を「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」ものと評価すべきは当然であり、原告らは被告による本件確定通知（処分）の取り消しを求めることについて十分な法律上の利益を有すると言える。

## 6 原告らの生命と健康を危機にさらす気候変動と司法の責任

大阪高裁令和4年4月26日判決は、原告適格の有無についての判断において、「現段階の社会情勢」や「議論が成熟している（か否か）」という基準を持ち出し、「CO2排出に係る被害を受けない利益の内実が定まって行く」ことで初めて原告適格が認められるかの如き議論を展開した。

しかし、生命身体財産について「被害を受けない権利」はすでに憲法によって明確に認められているのであるから、被害発生の原因がCO2の排出であっても、その他の行為であっても、原告らが「被害を受けない利益」を有していることはすでに明確である。

本書面でも繰り返し述べたように、原告らの生命身体財産という基本的人権は、CO2のさらなる排出によってすでに重大な脅威にさらされている。

司法にはこうした原告らに対し救済を与える責任があり、救済を与えるか否かを社会における議論の成熟に委ねるとするのは司法がその責任を放棄するに等しいものである。

各国の最高裁判所が気候変動に関して基本的人権の保護という観点から積極的な判断をおこなっていることは、本件訴訟のなかでも繰り返し紹介して来たが、こうした判断の基礎にあるのも人権救済の砦としての裁判所の責任である。裁判官がそうした責任を自覚していることが踏み込んだ判断を生んでいると言える。

日本の裁判所もこうした責任を負っている点で何ら変わりがないはずである。  
その責任を果たすことを強く願うものである。

以 上